

令和4年度第1回

札幌市男女共同参画審議会

議 事 録

札幌市男女共同参画審議会

## 令和4年度第1回札幌市男女共同参画審議会

- 1 日 時 2022年5月18日（水）午前9時59分から午前11時32分
- 2 場 所 オンライン  
(札幌市役所本庁舎 18階 第二常任委員会会議室)
- 3 出席者 会 長：梶井祥子  
副会長：藤村侯仁  
委 員：齋藤寛子、瀧澤佳実、多田絵理子、中村しず香、  
前鼻 守、光崎 聡  
(50音順・敬称略)  
事務局：男女共同参画室長、男女共同参画課長ほか
- 4 議 題  
次期「男女共同参画さっぽろプラン」の策定について  
(1) 施策等に対する課題について  
(2) 施策体系案（基本目標・基本的方向・基本施策）について

## 1. 開 会

**○梶井会長** ただいまから、令和4年度第1回札幌市男女共同参画審議会を開催いたします。

新緑の大変美しい季節になってまいりましたけれども、本日もオンライン開催とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から、本日の会議の出席状況と配付資料の確認をお願いいたします。

**○事務局（川瀬調整担当係長）** それでは、本日の会議の出席状況をご報告いたします。

札幌市男女共同参画審議会規則により、会議は委員の過半数の出席が必要とされております。

今日は、委員10名中8名がご出席されておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、梶井会長以外の委員の皆様におかれましては、全員、オンラインによる参加となっております。

続きまして、本日の会議資料を確認させていただきます。

会議次第の後に、資料1の次期「男女共同参画さっぽろプラン」の策定に向けた進捗状況について、資料2の審議会でのご意見一覧、資料3の次期プラン施策体系案ということで、こちらは差し替えをさせていただいています。続きまして、資料4の答申本文のイメージ、最後は資料5の第10期男女共同参画審議会委員名簿となっております。

なお、資料5の委員名簿につきましては、牧内委員の後任として4月1日付けで瀧澤委員にご就任いただいておりますので、新体制での名簿に更新させていただきます。

足りない資料等はありませんか。

出席状況の報告、配付資料の確認は、以上でございます。

**○梶井会長** それでは、牧内委員の後任として4月1日から新しく委員として加わっていただきました瀧澤委員から、一言、ご挨拶いただければと思います。よろしくお願いいたします。

**○瀧澤委員** 札幌市立福移中学校校長の瀧澤佳実でございます。

まだまだ不勉強な部分も多いのですが、いろいろ勉強させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

**○梶井会長** ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局も4月に異動があったようですので、事務局からもよろしくお願いいたします。

**○事務局（後藤男女共同参画課長）** 皆様、おはようございます。

田中の後任の男女共同参画課長の後藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○事務局（高関調整担当課長）** 山岡の後任になります、高関と申します。よろしくお願いいたします。

**○梶井会長** ありがとうございます。

令和4年度第1回ということで、このメンバーで進めていきたいと思っております。皆様、よろしくお願いいたします。

## 2. 議 事

**○梶井会長** それでは、本日の審議会の議論に入っていきたいと思いますが、本日はどういう内容について皆さんにご検討いただくか、改めて事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

**○事務局（後藤男女共同参画課長）** それでは、事務局より、資料1に基づきまして説明をさせていただきます。

資料1は、本日の審議会の位置づけと、ご審議いただく事項についてお示ししたものになります。

本日の審議会は、1の審議スケジュールの赤枠の部分、今年度初回の審議会になります。

本日は、前回の審議会でお示した計画体系案の事務局修正案についてご意見をいただき、確定をさせていただきたく存じます。

具体的な審議事項としては、資料1の2ページ目でございます（1）（2）の薄いオレンジ色で塗り潰した部分となりますので、現状と課題を踏まえながら、計画体系案の事務局修正案についてご検討いただきたく存じます。

説明は以上でございます。

**○梶井会長** ありがとうございます。

今、ご説明いただきましたように、本日は、概ね確定した計画体系案を決定してまいりたいと思います。また、最後に皆様のご意見を集約してまいりたいと思いますので、熱いご議論をいただければと思いますけれども、確定に向かっていくところでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入ってまいりますけれども、施策等に対する課題、それから、施策体系案を皆様と検討するというところで、改めて、資料等について事務局からご説明をお願いいたします。

**○事務局（後藤男女共同参画課長）** それでは、事務局より、資料2から資料4に基づきまして説明をさせていただきます。

初めに、資料2でございます。

資料2は、前回、3月に開催した審議会でもいただいたご意見になります。お時間が限られておりますので全てをこの場で読み上げることはいたしません。今回、計画体系の事務局修正案に反映させていただいたものにつきましては、後ほど、資料3で事務局修正案をご説明させていただく際に、対応状況について併せてご説明させていただきたいと存じます。

資料2についての説明は以上でございます。

続きまして、資料3、A3判の資料の次期プランの施策体系案についてご説明いたします。

直前の差し替えとなってしまいまして大変申し訳ございませんでした。差し替え版に基

づいてご説明をさせていただきます。

こちらは、前回の審議会の資料4「次期プラン施策体系案と課題の突合」というものを更新した資料となっております。前回お示しした施策体系案をベースとして、委員の皆様からいただいたご意見を反映させて修正した部分を赤字見え消しとしております。

まず初めに、施策体系案の呼び方について、一部修正をいたしました。

従前より、この計画においては、基本的方向と具体的な施策・事業をつなぐ大きな固まりに基本施策という名称をつけておりました。しかしながら、「施策」という言葉は、計画を見た方にとって具体的な事業という印象を与えてしまい、若干分かりにくいことから、分かりやすいように「基本施策」という言葉を「施策の柱」という名称に変えさせていただきました。この施策の柱の中身を構成する要素が具体的な事業という位置づけとなります。

また、具体的な事業をイメージしていただけるよう、実際に行っている事業を施策体系と課題の間に追加させていただきました。

例えば、基本目標Ⅰ、基本的方向1の施策の柱、「人権教育や男女共同参画に関する教育・学習の推進」に対応するものとしては「①男女平等教育の推進」というように、それぞれの施策の柱の丸囲みの数字に対応する形で、主な事業にも同じ丸囲みの数字を付番いたしました。

主な事業はプランの体系図には掲載いたしません。本日ご審議いただく上での参考としてご活用いただければと考えております。

基本目標については、順番について変更はございませんが、言葉の表現を変えた部分がございます。基本目標Ⅲについて、「女性が尊厳と誇りをもって安心して生きられる社会の実現」としておりましたが、尊厳や誇りは、男性、女性に限定せず共通するものであり、限定しなくてもいいのではないかというご意見を踏まえまして、今回の修正案では、「誰もが尊厳と誇りをもって安心して生きられる社会の実現」といたしました。

続きまして、基本的方向についてご説明をいたします。

基本目標Ⅱの基本的方向についてです。

前回は、基本的方向1から3としておりました。課題を踏まえた分かりやすい施策の柱になってもいいのではないかというご意見や、改めて、基本的方向「1働く場における男女共同参画の推進」をほかの基本的方向とも見比べた際に、働く場だけにとどまらない項目も含め、広く網羅している状況にあることから、この基本的方向1を新たに二つに分割いたしました。

基本的方向1に、企業支援や働く場における取組を位置づけ、基本的方向「1働く場における男女共同参画の推進」とし、施策の柱①から③を位置づけました。また、新たに基本的方向2に、課題となっている男性の家庭参画や就業しながら子育てや介護ができるような環境整備、例えば、各種保育サービスや施設整備を位置づけまして、基本的方向「2男女共同参画を推進するための環境整備」といたしました。

この基本的方向には、新たに、男性の家庭生活への参画の促進と、前回まで基本的方向1の施策の柱④に位置づけていた「男女が共に就業しながら子育てや介護ができる支援の充実」をぶら下げました。

なお、これらの変更に合わせて、対応する課題についても位置づけを変更しております。

次に、同じく基本目標Ⅱ、基本的方向3について、「働きたい女性への支援」としておりましたが、「働きたい」という言葉が、活躍したいということなのか、失業している方が働きたいということなのか、意味が曖昧であり、一緒にしないほうがいいというご意見をいただいております。また、「働きたい女性への支援」の下に、施策の柱として「多様な働き方に対応した就労支援」としていたことについて、多様な働き方を保障していく方向は、男性、女性共にということでもあるというご意見をいただいております。

これらのご意見を踏まえまして、基本的方向3を「男女の多様な働き方への支援」とし、女性のみならず、男女の多様な働き方の実現を目指すということを明確にいたしました。

次に、基本目標Ⅲの基本的方向についてです。

基本目標Ⅲを「誰もが」とすることにより、目標と施策の中身が一致する体系にすべきではないかというご意見を踏まえまして、前回、基本目標Ⅰ、基本的方向2としておりました「多様な性のあり方への理解の促進と支援」について、基本目標Ⅲ、基本的方向2として位置づけをし直しました。

これに伴い、「困難や不安を抱える女性への支援」を基本的方向3、「生涯を通じた女性の健康支援」を基本的方向4といたしました。

続いて、施策の柱となっている部分についてです。

先ほどご説明したとおり、従来の基本施策については、今回から新たに施策の柱とさせていただきます。

先ほどの基本目標Ⅱ、基本的方向3の施策の柱について、施策の柱①の「多様な働き方に対応した就労支援」を「就業ニーズに応じた支援」とし、より就業支援と起業支援についての部分であることが分かるように記載を明確にいたしました。

また、ニーズに応じた支援を行う必要性の裏づけとして、15歳から64歳の市民で就業を希望する人のうち、求職活動を行っていない人の割合が男性よりも女性が高いことを課題として記載いたしました。

また、前回、課題として、男女の賃金格差と市民所得の低さを挙げておりましたが、それに対応する基本施策がないというご意見や、賃金や所得の課題は、基本目標Ⅲ、基本的方向3「困難や不安を抱える女性への支援」とも関わってくるのではないかというご意見を踏まえまして、基本目標Ⅲ、基本的方向3に、新たに、施策の柱②として、「安定した就業機会の確保に向けた支援」を追加いたしました。併せて、課題の位置もこちらに変更いたしました。

また、基本目標Ⅲ、基本的方向4、施策の柱①「女性の生理と妊娠等に関する意識の普

及」につきまして、生理痛などについて、職場や男性も含めて認知を高めていく必要があるというご意見を踏まえまして、「女性の生理と妊娠等に関する意識の普及と理解の促進」という文言に修正いたしました。

その他、事務局で語句整理を行った部分も赤字で示しております。

また、課題の部分につきましても、赤字部分について、施策体系に対応するように移動や追加をしております。

資料3の説明は以上でございます。

続きまして、資料4についてご説明をさせていただきます。

今回、資料3としてお示した施策体系の確定後となりますが、確定した施策体系に基づき、その内容を文章化したプランの原型となる答申案のイメージが資料4となっております。

今回のご審議を踏まえて、基本目標や基本的方向、施策の柱についてのぶら下がりや表現は変更することとなりますが、次回、第2回の審議会では、確定した施策体系に基づき、具体的中身についてご審議いただくこととなりますので、事前に委員の皆様イメージをつかんでいただきたく、前もってご提示をさせていただきました。

お手元の資料では「基本施策」という記載になっていますが、こちらの表現は「施策の柱」とさせていただきます予定でございます。

構成といたしましては、目標、基本的方向ごとに、現状と課題の認識と、その裏づけとなる各種統計や調査データを掲載し、その下に、施策の柱として実際の取組内容を記載いたします。さらに、2ページ目になりますが、取組に対応する具体の事業を掲載する形で想定をしております。

なお、【現状と課題】につきましては、男女共同参画に関する市民意識調査や各種統計結果などをベースにまとめる予定となっております。

こちらの資料につきましては、実際に文章化したものを事前にご覧いただけるよう、6月上旬頃に委員の皆様メール等でお送りさせていただきますので、次回の審議会においてご審議いただければと考えております。

資料4についてご説明をさせていただきました。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

**○梶井会長** 資料4の最後にご説明いただいたものですが、次回の審議会では、この答申案に向かってまた検討していくことになるということで、まずは結論部分の答申案のイメージを皆様に抱いていただいたところでございます。

今日は、資料2、資料3について、特に資料3の体系案についてお話しさせていただくわけですが、今ご説明がありましたように、前回の3月の審議会でも、資料2のように皆様からたくさんご意見をいただいて、それを反映させる形で資料3の体系案にたどり着いたところでございます。

それから、会議が終わった後、藤村副会長からは、別途、具体的なお提案、ご意見をい

ただきまして、それにつきましても、私と事務局でいろいろ話し合いました、差し替えた資料3に反映させていただいたところがございます。

重ねてのご説明になって大変恐縮ですけれども、そういう理解でこれから入っていくということになります。

A3判の資料3の体系案を中心に、前回の議論を踏まえた上で、それがうまく反映されているか、もしくは、その後に気がついたこと等があるかどうかということで、ご質問及びご意見をいただければと思います。

**○藤村副会長** 幾つか意見があったので、まず、基本目標のⅠ、Ⅱ、Ⅲと分けて順番に議論していったらいいかなと思ったのですけれども、梶井会長、どうですか。

**○梶井会長** ありがとうございます。

漠然と体系案全体からというよりは、まず、基本目標Ⅰ、Ⅱ、Ⅲが一番大きな分けになりますが、これについてはいかがでしょうか。

**○藤村副会長** 早速ですけれども、全体的に見させてもらって、このままでもいいのかなというぐらいうまくまとまっていて、いいかなと思っていましたが、より市民目線で、こうだったら分かりやすいかなというところを中心にコメントだけしたいと思います。

基本目標Ⅰは、施策の柱のところは前から変わっていないのですけれども、今、全体を見ていて、言葉の使い方をもうちょっと分かりやすくしたほうがいいかなという意見があります。

これはあくまでも私が思ったことですが、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの3本立てはいいと思っていて、基本目標Ⅰの基本的方向1の施策の柱①「人権教育や男女共同参画に関する教育・学習の推進」というところは、「ジェンダー平等」という言葉を使ったほうが分かりやすいかなと個人的に思いました。

施策の柱②はこのままでもいいと思いますが、施策の柱③の「ジェンダー平等に関する相談体制」というのは、ちょっと広いというか、距離を感じるので、ここは「男女共同参画に関する相談体制」とか、事業についても「男女共同参画センターの相談事業の推進」となっていたので、「男女共同参画に関する相談と情報提供」としたほうが身近で分かりやすいと思いました。

基本目標Ⅰのところは、私からは以上です。

**○梶井会長** まずは、基本目標Ⅰの「男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成」というところですが、その施策の柱のところ藤村副会長からご意見をいただきました。施策の柱③は、男女共同参画に関する相談体制の充実と情報提供ということで、相談体制のことですので、ジェンダー平等に対する相談というより、市民目線に立てばより分かりやすい、こちらのほうは男女共同参画に関する相談ということで、ここは変えたほうがいいのではないかというご意見です。

そう言われてみればそうだなと私も思いましたが、皆様はいかがでしょう。

もう一つは施策の柱①ですが、施策の柱①は「人権教育やジェンダー平等に関する

る教育及び学習の推進」としたほうが良いというご意見ですね。

**○藤村副会長** そこは、私は、「ジェンダー平等に関する教育・学習」と言ってしまっただけで、包括できるのかなと思いました。ここは、いろいろ解釈があると思うので、そんなにこだわりはないです。私の個人的な印象というか、感覚だけです。

**○梶井会長** 私としては、「ジェンダー平等に関する教育・学習の推進」でもいいのですが、人権教育は残したい気持ちもあります。いろいろな意味で広がるので、ジェンダーだけにとられないところの教育というところにも少し射程を広げておきたいという感じは個人的にあります。

今、基本目標Ⅰについて話しておりますけれども、皆様いかがでしょうか。

**○多田委員** 藤村副会長と梶井会長がおっしゃられたことにすごく共感できています。まず、「人権教育」については、私も絶対に残すべきだなと思っていました。

それから、「男女共同参画」か「ジェンダー」かという使い分けの問題だと思うのですが、私は市民感覚がないかもしれないのですが、イメージしやすいほうを取るべきだと思うのです。この点について、学校の先生とか深く市民の方と接する方のご意見を取り入れて、どちらがイメージしやすいかというところで反映したほうが良いと思いました。

**○梶井会長** まさに全体を通して「ジェンダー平等の視点」とか「男女共同参画に関する」ということで両方の言葉が何となく使い分けられているのですが、この文章にはこちらのほうが良いという決め手がありましたら、とにかく市民目線もしくは若者はどういう表現のほうが受け入れやすいのか、というところも含めましてアドバイスをいただければと思いますけれども、瀧澤委員、学校現場ではいかがでしょうか。

**○瀧澤委員** 私の感覚としては、最近、「ジェンダー平等」のことが随分出てきておりますので、校則のことや標準服のことなどで言葉としては耳にする機会が多いかなと思っています。「男女共同参画」となると、教科的な問題も出てくると思うのですが、私はそんなに耳慣れないかなという感じもしております。

ジェンダーの中で性にとらわれずというところだと考えると、今、お話を伺っていて感じたのは、「ジェンダー平等」という言葉のほうが何となくスムーズに入ってきたという感じがいたします。ただ、学校現場として、私の今の気持ちがどこまで反映されているかはちょっと不安なところもあります。

**○梶井会長** それでは、施策の柱①は、「人権教育」はそのまま残して、学校教育の現場でも使われ出しているということでございますので、「人権教育やジェンダー平等に関する教育・学習の推進」という形にさせていただきます。

そして、施策の柱③に関しては、「ジェンダー平等に関する相談体制」ということでもいいのですが、主な事業を見ても「男女共同参画センター相談事業の推進」と使っておりますので、「男女共同参画に関する相談体制の充実と情報提供」というところで大体よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○梶井会長 では、そのようにしてみたいと思います。

○藤村副会長 「ジェンダー平等」という言葉がいっぱい並び過ぎるのもバランスが悪かったので、そのくらいがちょうどいいと思いました。

○梶井会長 実は、課題のほうには、セクシャルハラスメントを受けたことがある男性が少し増加していると入れてあるのですけれども、全体としては、プランの施策体系には、ハラスメントに対する何かという言葉は一つも入らなかったわけですけれども、それに関しては「人権教育」の中に含まれるのかなという我々の理解ということになるかと思えます。その辺りもよろしいでしょうか。

課題のほうでは男性のハラスメントが問題になっていますけれども、それこそマタニティハラスメントとか、職場でのハラスメントとか、セクシャルハラスメント以外にもいろいろあるので、ハラスメント対応というところも重要な視点ではあると思いますけれども、今回はその辺りも人権というところに含めるというような考えで、答申案の文言の中にはそういうところも少し含んでおければなと感じているところでございます。

では、基本目標のⅠに関しては、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○梶井会長 ありがとうございます。

次に基本目標Ⅱの「あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり」というところで、基本的方向を1、2、3、4とし、それぞれ施策の柱をつけております。

ここは割とボリュームの大きいところでございますけれども、皆様のご質問及び意見を承りたいと思います。

○藤村副会長 まず、四つに分けたのはいいと思います。この4本立てでいいと思いました。

そこで、基本目標Ⅱの基本的方向2の施策の柱②に移った、「男女が共に就業しながら子育てや介護ができる支援の充実」のところですが、就業しながらの子育ての部分でひもづいている事業を見ると、環境整備のところにあっていいのかなと思ったのですが、もともと私が考えていたところは、就業しながらの子育てとか介護をどうやってフォローしていくかというところで事業にひもづいていると思うのですけれども、働く部分に関して企業のなすべき役割があるのではないのかというところがずっと引っかかっています。

そこを残すとしたら、やっぱり、基本的方向1の「働く場における男女共同参画の推進」の中に、具体的に言うと、男性でも子育てとか介護に当たり前に関わられるような働き方ができるという要素が入っていてほしいという思いがあります。

そういうふうにずばっと増やしてもいいのですけれども、今、基本目標Ⅱの基本的方向1の施策の柱③に入っている「女性の活躍に積極的に取り組む企業等への支援」というのは、大きく言うとその中に男性がどういうふうに仕事をするかというのも含まれると思うので、基本目標Ⅱの基本的方向1の施策の柱③のところの言い方を変えるとか、そういっ

た工夫でも賄えると思ったのです。

言い方は別として、そもそもの考え方のところはどうでしょうか。

**○梶井会長** 「働く場における男女共同参画の推進」は働く場ですから企業が中心になるわけですが、藤村副会長のご指摘は、その中に、もちろん女性活躍推進なのですが、まさに今年から、他の国と比べても男性の育休の取得が非常に低い状況のまま推移しておりますので、育休も取りやすくしようということで法改正もされているところでございます。その意味では、この施策の柱のところ、具体的に男性が育休を取りやすいように、もしくは、家庭運営に参加しやすいように企業に努力を促すというような、男性を対象とした働きかけを具体的にここで言うてしまうという一つの方向性もあるというご指摘だったと私は受け取りました。

この辺について、皆様からご意見があればと思いますが、光崎委員、いかがでございすか。

**○光崎委員** 今のご指摘のとおりだと思っています。僕はその考えにすごく共感するところがありますけれども、女性活躍推進計画という中なので、例えば、基本目標Ⅱの基本的方向1の柱の中で、「女性活躍」という言葉だけが出ていますが、一方で男性も活躍しなければならぬ部分があるということについては、今のご指摘のとおり、文言として触れてもいいのではないかと感想を持っています。

**○梶井会長** 施策の柱④にあった「男女が共に就業しながら子育てや介護ができる支援の充実」の部分が基本目標Ⅱの基本的方向2の下に下がっているわけですが、そうではなくて、男性が育児、介護、家庭運営に積極的に参加できるような企業の支援みたいなところも、射程の広がりとして少し考えてみたいと思います。今すぐに具体的な文言は浮かばないですが、考えさせていただきたいと思います。

皆様、ほかの観点でいかがでしょうか。

今、基本目標Ⅱの基本的方向1の施策の柱というところでご意見をいただきましたけれども、Ⅱの中で1、2、3、4と基本的方向が分かれております。そこも含めて、いかがでしょうか。

前回の議論を踏まえまして、基本的方向3の「働きたい女性への支援」も、「働きたい」ということと「多様な働き」ということがごっちゃになっておりましたので、働きたいというところの支援に関しては、基本的方向3の女性の経済的な安定を支援するというところに持っていったということに、皆様のご意見を反映させてそうになっております。ここもかなり改善された部分になっています。

**○藤村副会長** 今のところと言うと、3の基本的方向の中に、「男女の多様な働き方」というように「男女の」というキーワードを入れている意図はどの辺にあったのですか。

これはなくてもいいのではないかと思っただけです。何かもやっとしたところがあります。

**○梶井会長** あまり深い意味はなかったかもしれません。

○藤村副会長 女性だけではないという意図なのかなとも思ったのですけれどもね。

○事務局（川瀬調整担当係長） 前回の審議会で委員の皆さんから、多様な働き方は、当初は女性だけということだったのですけれども、今は男女問わず男性もというお話があったので、そのご意見の思いを込めて、今回、加えさせていただきました。今回、資料をご覧いただいて、もし「男女」というものがなくても、受け止めとして女性に限らずということが伝わるということでしたら、藤村副会長のご指摘のとおり、ここは落とさせていただいてもいいのかなと考えております。

○梶井会長 女性に限らずということで「男女の」という言葉を加えたということですが、あとは語呂の問題でしょうか。「多様な働き方への支援」だけでは字数的に寂しいというところもあったかなと思いますけれども、それ以上の深い思いはないというご説明を事務局からいただきました。

ただ、傾向的には、「男女」という使い方はどうなのかということもあります。今、大学でも非常に難しくなっていて、男子学生、女子学生という呼び方も分けて呼んでほしくないとかミングアウトしてきている学生も結構います。そうすると、「男女」と二つに分けてしまうという言葉の使い方は、これは次期プランですし、今より進んだ状況で使うプランになっておりますので、2年後やそれより早い時期に「男女」という言葉を使うのは古いよねと言われるような状況にもなるかなという懸念はあります。その意味では、なくてもいいのかなという感じもしますので、取るという決断もあるかと思えます。

○多田委員 その辺については、梶井会長の意見に賛成でして、弁護士会でも、最初の相談表に「男女」という項目があるのですけれども、LGBTの方たちが、そういう項目があるとすごく疎外感を受けるというような訴えがかなり強かったのです。そういったところで、「男女」というような質問事項をやめようという動きもあります。

やはり、男女で分けられると、LGBTの方たちから見たときに、自分たちは入っていないのかという疎外感を受けると聞いていますので、私としては、「男女」というのは外したほうがいいかなと考えています。

○梶井会長 ここは男女共同参画審議会ですので、どうしても外せない「男女」もございますけれども、今、多田委員からもご意見をいただきましたし、事務局でもそんなに深い意味を込めていないということであれば、ここの「男女」は外させていただくということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○梶井会長 ありがとうございます。

ほかにご意見はありますか。

○藤村副会長 基本的目標Ⅱの基本的方向1の施策の柱①にある「政策・方針決定過程の女性の参画の拡大」ですけれども、これは、くくり的に環境整備のほうにあったほうがしっくりくると思ったのです。

「働く場における男女共同参画の推進」というところは、ちょっと違和感がありました。

大元は、多分、市役所の管理職に女性を登用するみたいなものが含まれていて、そういう意味で働く場というような解釈のかなと思ったのですけれども、今、審議会委員等の女性の登用促進とか、そういうポジションへの女性の参加を増やしていこうというイメージだと、個人的には環境整備にあったほうがしっくりくるかなという思いがあります。

**○梶井会長** ここももう少し詰めて考える必要があると思います。実は「政策・方針決定過程への女性への参画の拡大」というのは、ひょっとしたら地域にも関わってくるかもしれませんが。地域の中での政策過程などに、例えば自治会の会長は男性が多いなど本当は女性も政策のプロセスの中に入っていったほうがいいということも含めれば、今ご指摘がありましたように、働く場に限らないというところはあると思います。

そうすると、環境整備というところで、どの環境においてもそういうことが重要であり、働く場に限らないということでそちらに持っていったらどうかというご意見かと思います。確かにそうかなと思います。

**○事務局（後藤男女共同参画課長）** 藤村副会長、ご意見をありがとうございました。

確かに、おっしゃる面もあるかなと思っております。

働く場に入れさせていただいた思いといたしましては、最初におっしゃられたとおり、市の職員の管理職比率だったり、国ですと、例えば、地方議員の女性比率をどんどん上げていきたいであったり、民間企業においても、管理職、企業的意思決定の過程の部分にぜひ女性を登用していただきたい、そのような啓発を行っていきたいという思いも込めておりますので、そういった意味で働く場というところに配置をさせていただいております。

先ほど会長からお話がありました地域の場で女性が活躍するよという部分につきましては、基本的方向4の施策の柱①「地域活動での男女共同参画の推進」というところで思いをかなえていきたいと考えているところでございます。

**○梶井会長** 藤村副会長もご理解いただいていたわけですが、特に働く場というところで、政策方針決定プロセスにというところで、事務局的にも働く場というのは重要なポイントだということもあったようでございます。

**○藤村副会長** 理解はできるのですけれども、そうだとすると、施策の柱②とか③の女性活躍推進という枠組の範疇でのやり方になると思うのです。個人的には、政策とか方針決定過程に女性をもっと入ってくるというのは、象徴的な意味合いがあると思っています。実際にコミュニティーでの女性の比率が増えるということ以上に、今の時代においては象徴的な意味合いが強いと思ったので、個別の働く場でどうやって女性を増やしていくかという以前に、男女共同参画は当たり前だよという空気をつくっていくために、そういう方針決定過程に女性をもっと増やすべきだろうという解釈をしたので、そうだとしたら環境整備にあったほうがしっくりくると思いました。職場で管理職を増やす云々という話は、女性活躍に積極的に取り組んでいってもらおうという範疇の中に含めて取り組んでいくべきかなと思っています。

**○梶井会長** 藤村副会長の視点に立てば、基本的方向は、1「働く場」、2「環境」、3

「働き方」、4「地域」になっていますね。環境整備というのは、ある意味では全体を包括している、基本目標にあるあらゆる分野での「あらゆる」というところが、あらゆる場での環境整備というところに対応しているわけですから、まず、これを1に持っていったらどうでしょうか。

**○藤村副会長** 私は、そのほうがいいと思いました。字面だけ見ると、大前提みたいな。

**○梶井会長** そうですね。あらゆる環境ということで環境整備を基本的方向1にして、そして、働く場、多様な働き方、地域と、さらに領域的に焦点化していくと。まず、その整理をしていくと、基本的方向2を1にしたときに、最初に「政策・方針決定過程の女性の参画の拡大」となり、全体的に環境の中で、女性が、ただ支える側だけではなくて方針や政策の決定プロセスにあらゆる領域でもう少し進出したほうがいいよねという考えも込められると思います。

**○事務局（渡邊男女共同参画室長）** 様々なご議論をいただきまして、ありがとうございます。

今回、急遽、A3判の資料3を差し替えさせていただいて、基本的方向の2を加えさせていただいた意図につきまして、若干補足をさせていただきたいと思います。

確かに、環境整備という言葉が非常に広い意味合いになっていて、そこと施策の柱がちょっと合っていないような気がしていました。

というのは、私どもがこの柱を分割したときの意図は、環境整備というのは、例えば施策の柱①にあるとおり、男性の家庭生活への参画の促進であるとか、施策の柱②において、それを促すための保育とか介護ができるような支援を充実させる、それによって基本的方向1にある働く場における男女共同参画が推進されるのではないかという意図で、この二つをあえて分けさせていただいたのです。

ですから、私どもの議論で言うと、環境整備というのは、ある意味、狭い意味合いの中で施策の柱①と②を立てさせていただいたという意図があります。

その議論を踏まえると、環境整備の中に上の政策・方針決定過程の云々を入れてしまうと、2の部分がぼやけてしまうところがあるのかなと思っているところです。

実際の議論の過程と意図を話させていただきました。

**○梶井会長** 了解いたしました。

2のところの環境整備というのは、施策の柱を見ますと、家庭環境整備に割と重点を置いているところなのですね。そこでも方針決定過程に女性が入って来てもいいわけですが、それは違うのだということですね。

**○藤村副会長** 理解できました。

基本的方向の言い方がもうちょっと分かりやすいほうがいいかもしれません。家庭への支援とか、そういうふうに言ってしまったほうが分かりやすいかもしれません。それなら理解できました。

**○梶井会長** 男女共同参画を推進するための家庭環境整備、家庭環境までいくか、ここに

家庭を持ってくると。

**○藤村副会長** 雰囲気的には、それだとしっくりきます。

**○梶井会長** 施策の柱に男性の家庭生活への参画の促進、男女が共に就業しながら子育てや介護ができる支援の充実と。今、事務局のここまでの経緯もご説明いただきましたので、その文言の整理については、さらに再検討のお時間をいただければと思います。

家庭環境整備というのは、やっぱり、家庭が重要でございますので残しておくか、働く場だけではないというところですね。

**○藤村副会長** 「整備」というと、あれかもしれないですね。「支援」という言葉をよく使っていますね。

**○梶井会長** 男女共同参画を推進するための家庭環境支援、そうですね。道路などではないのだから、「整備」ではなくて、「支援」ぐらいのほうがいいかもしれません。

そうすると、基本的方向1、2、3、4の並びはこのままということになるかと思えます。

ほかのところも含めて、基本目標Ⅱの分野についてご意見はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

**○梶井会長** 基本的方向2については、この四つでよろしゅうございますか。

2については家庭環境というところ、家族の中でも男女共同を支援していくということで、そして、多様な働き方、地域ということの基本的方向、そして、施策の柱というものがひもづいていくというイメージでございます。

ご意見がなければ、今、2の環境整備のところの文言とか、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大、ここも働く場に特化するような形で残したいというのが事務局の方針でございます。

**○齋藤委員** 先ほどから話題になっていた基本的方向1の「働く場における男女共同参画の推進」の施策の柱①で、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」というところを環境のほうにしたらいという話になっていたと思うのですがけれども、基本的方向4の「地域における男女共同参画の推進」のところにも政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に似た言葉が入っていたらいいと思いました。

地域活動には、確かに女性も参加しているのですがけれども、地域のご事は政策とか方針と言うのか分からないのですが、方針だったり重要な決定をする場に女性の意見が取り入れられていたり、女性がイニシアチブを取っているということが多いのか少ないのか、私の感覚としては少な目なのかなと思うので、方針決定過程への女性の参画を拡大するという言葉に変えるというか、そういう意味合いが入っていてもいいのかなと思っています。

ただ、どういう言葉がいいかは、まだ考え中です。

**○梶井会長** 地域もなかなか悩ましいところがございます、自治会などのトップは男性が多いのかもしれませんが、日々の日常的な活動に関しましては女性が大変活躍しているわけで、そういうところに関しては、むしろ男性に地域活動にもっと入ってきてい

ただきたいという意味での男女共同参画という視点もあって、どういうふうによく両方を埋め込むような文言があるのかというところも改めて考えさせていただきたいと思います。

政策・方針決定過程というところまで地域にそのまま持つていくのは文言的にきついと思いますので、日々の活動で男女共同参画というところと、もうちょっと積極的に女性も意見を言う立場になろうよというところですね。

**○藤村副会長** 今のところは、齋藤委員がおっしゃるとおりで、私も言おうと思ってやめたのですが、地域のところはすごく分かりづらいのです。地域活動での男女共同参画推進は全然具体性がなくて、まさに今おっしゃっていたような、日常的な活動で男性の参画が少ないというところと、地域のリーダー的なポジションは男性がほとんどを占めてしまっているという部分が課題感のところにつながってきていると思ったので、もうちょっとブレイクダウンして、具体的にその辺を書けると分かりやすくなると思います。

**○梶井会長** 施策の柱でございますので、イメージが湧かないようなもの、分かりにくさがあるもの、イメージが確定できないような表現は避けていきたいと思います。こちら辺も、もうちょっと詰めさせていただきたいと思います。

ほかに、Ⅱについていかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

**○梶井会長** それでは、取り残したことにしまして、後からまた全体を通してということに戻ってくるということにしまして、今度は基本目標Ⅲに進ませていただきます。

「誰もが尊厳と誇りをもって安心して生きられる社会の実現」ということで、女性に限定せずに、「誰もが」という表現にさせていただいております。そして、基本的方向1、2、3、4、特に3は新しい次期プラン案として出てきているところでございますけれども、ここについてご意見、ご質問があればいただきたいと思います。

**○多田委員** 基本的方向3に「困難や不安を抱える女性への支援」とあります。やはり、経済的な問題を抱えている人は女性のほうが圧倒的に多いと思うのですけれども、この点は、基本目標に「誰もが」とあるので、男性とか性的マイノリティーの人たちも困難や不安を抱えているところはあると思います。ですから、ここは、特に女性に限らずにというふうにしたほうがいいのかと思ったのです。

その次の施策の柱の①についても女性へと限定されているのですけれども、ここも限定しなくていいのと思いました。

施策の柱③は、女性であることで複合的に困難な状況におかれている人々への対応とあるので、ここについては、私はどちらでも構わないと思ったのですけれども、女性であるがゆえにそういうような困難を抱えている人が多いので、特に重点的にというところであれば、やはり、女性というふうに特定をしていたほうがいいのかと思いました。

**○梶井会長** 確かに、困難や不安を抱える方への支援になりますかね。もしくは人々への支援になりますかね。

おっしゃるとおりだと思います。特に、LGBTの方々は困難を抱えやすいのです。自分が対象ではないというふうに疎外感を感じてしまうと、せつかくのものが台なしになるので、ここは抱える方への支援でもいいのかなと思います。もちろん、施策の柱①も貧困と生活上の困難を抱える方への支援と。

**○藤村副会長** ここは難しいところで、行政の立場で考えたら、男女関係なく困っている人たちを助けるのは当然というのがあると思うのですよ。ただ、男女共同参画の計画の中での基本目標Ⅲのポジションは、どちらかというとなら男女共同参画が実現できていないことによって差が発生して落ちてしまっている人をどうやって救い上げようかというところの手当てだと思っているのです。

ですから、ここは、女性のほうが落ちてしまっているのであれば、女性をどうやって手助けしていこうかみたいな視点になってくるのはやむを得ないというか、そのほうが分かりやすいかと個人的には思っています。

ただ、性的マイノリティーの方の扱いをどうするかという答えが私は出ていないのですが、多田委員が最初におっしゃっていましたが、私は、女性が特に困難に陥りがち、非正規雇用が多かったりというところで、そこをどう手当てするかというところに絞るといっても考え方としてはありかと思っています。

ただ、男女関係なく助けるべきだというのは、当然、前提としてはあります。

**○梶井会長** ここは、かなり悩ましいところです。

**○事務局（渡邊男女共同参画室長）** まさに、今、藤村副会長がおっしゃっていたことは、私どもの思いを代弁していただいた感じがしております。

役所的な部分もちろんあるのですが、例えば、ここで貧困への支援ということだけで全ての方々を対象にしてしまうと、男女共同参画プランというよりは、福祉の分野も巻き込んだ、全ての分野を巻き込んだプランになってしまって、このプランの位置づけからは離れるのかなという気がしておりました。

**○梶井会長** 悩ましいところですね。課題のところにもありますけれども、男女の賃金格差云々ということで、特にここは女性に焦点化するという考え方で、このまま残すという視点もあろうかと思えます。

このまま保留にしておきまして、光崎委員も手を挙げていらっしやうかと思えますので、お願いします。

**○光崎委員** 同じテーマのところを確認をしたかったのですが、今の話で網羅されていたので、その件はいいです。

1点だけ、全然違うことで確認だけさせていただきたいのですが、基本的方向4の「生涯を通じた女性の健康支援」というところで、柱では、①「女性の生理と妊娠等に関する意識の普及と理解の促進」となっているのですが、更年期障害の関係はこういったところにも含まれているということによかったのか、それだけ確認させてください。

**○梶井会長** ライフステージに応じた女性の健康づくりということにも含まれていると

と思いますが、事務局からはいかがでしょうか。

**○事務局（川瀬調整担当係長）** ご意見をありがとうございます。

まさに、今、梶井会長がおっしゃられたように、ライフステージに応じたというところで、実際にそれぞれ一つ一つの女性のライフステージに対応した詳細な事業、包括した事業はここにはないのですけれども、意図としましては、ライフステージの中に、女性の年齢とか状況に応じたこういう事柄があって、それに対して支援をしていきますという書きぶりを現状では想定しております。

以上でございます。

**○梶井会長** 実際に、答申の中にはライフステージの対応というところでいろいろなものがあるということで、更年期障害等も含めて具体的に書き加えていければと思っております。

光崎委員、更年期のことに関してはよろしいでしょうか。

**○光崎委員** 大丈夫です。

今、労働団体で、いろいろな世代に対してのセミナーをしていて、特に女性は将来にわたって働き続けるというテーマの中で、特に更年期障害は、女性だけではなくて、男性もということがどんどんクローズアップされてきていて、そういうセミナーのテーマになりつつあるということがありましたので、聞いてみました。了解しました。

**○梶井会長** それでは、基本目標Ⅲの基本的方向3で、女性に特化する形での支援にするのか、もしくはマイノリティーの方への含みも持たせるのかというところですが、ここは皆様のご意見をもう少し承りたいと思います。それぞれ納得できる視点であって、どういう方向で行こうかというところですが、多田委員、いかがでしょうか。

**○多田委員** 今回の体系案をつくる上で、基本目標Ⅲのところは、女性をどうやって引き上げるかというのは、そうだと思っているので、特に女性を重点的にというところはすぐ理解できます。ただ、性的マイノリティーの方はどうなっているのだろうというところが私はすごく気になっていて、特にほかの手当てがなされているのであれば、そこはいいと思うのですけれども、この審議会では男女の共同参画が目標だと思うのですが、ほかの課でもそういう政策がなされているのかどうかを確認したいと思ったのです。それが分かれば、教えていただきたいと思います。

**○事務局（後藤男女共同参画課長）** 多田委員、ありがとうございます。事務局からご説明させていただきます。

今、話題になっているのは基本的方向3の「困難や不安を抱える女性の支援」でございますけれども、その一つ上の基本的方向2に、今回動いてきたところ、「多様な性のあり方への理解の促進と支援」の項目でLGBTの方々への支援という部分に対応してまいりたいと思っております。

**○梶井会長** 多田委員がご指摘くださったように、性的マイノリティーの方、LGBTの方への施策的な言及は、ほかの審議会ではなくて、ここでやることだと思います。その意

味で、ここはすごく重要な審議会なのですが、札幌市がパートナーシップ宣誓制度を持っているということも含めて、札幌市としてはさらに多様な性の在り方ということを推進していくということは、ほかの都市に向けても堂々と言っていきたいところです。この審議会はそのメインになるわけですが、その意味で、今、事務局からご説明があったように、2については、その重要な基本的方向になろうかと思えます。

ですから、もし何か強調したい施策の柱があれば、2の施策の柱に、啓発だけではなくて、もうちょっと加えるということも可能かなと思えます。

そういう全体図かなと思えますが、皆さん、いかがでしょうか。

**○齋藤委員** 私も、女性だけではなくて、性的マイノリティーの方もということろはすごく理解しています。

でも、まずは、今、困難な立場にあったり、差別的な状況とかにあったり、そういう状況に陥りやすい女性を底上げすることで、性的マイノリティーの方だったり、男性の被害者とか、先ほど言った男性の更年期障害ということも含まれていくと思っているのです。

ですから、そこが分かるような一文がどこかに入れられたり、基本的方向2の中に支援・環境の推進だけではなくて、ほかのところにも全部関わってというような分かりやすいところがあると誤解を生まないのかなと思いました。

ふだん、デートDV防止の活動をしていると、男性の方から、男性の被害者だっているのだぞということと言われるのです。もちろん、男性の被害者がいるのは知っているのですけれども、圧倒的に女性が多いので、女性の被害者をどうにかしなければ男性の被害者も減らないでしょうということからの説明をいつも一からしなくてはいけないのです。そこで変に誤解を生むのであれば、事務局の思いとか、あえて「女性」と使う、思いのようなものをどこから分かるように入れられないかなと思って、今、考えていました。

**○梶井会長** 施策の体系案ということでこういう一覧表になって、ここが一番見やすいところですし、重要なのですけれども、説明する文字数が非常に限られています。そういう意味では、今、皆さんにご議論いただいている内容については、さらに答申案で現状と課題、そして、こういう思いでこういう柱になってきたのだということを、今度は説明的な文言を書くという段階に入りますので、その辺りでまた反映させていただくことになろうかと思えます。

ここが説明的になり過ぎると見にくいということもあって、この一覧表的な部分に関しては制約もございますけれども、皆様の思いもさらに答申では込めていきたいと考えているところです。

本当に過渡期にございまして、では、男女共同参画が徹底されているかということ、そうではなくて、やっぱり女性全体の底上げということも考えていかななくてはいけないので、その意味では、女性に特化した支援も基本の柱には持っていかななくてはなりません。なおかつ、男女に分けられない方々をどうするかということも時代として考えていかななくてはいけない。さらに、男性でも非常に困難を抱えている方々がいて、そこは見逃すの

かという議論もありということで、本当に難しい状況ではございますけれども、少なくとも時代遅れにはならないようにというところで次期プランを練り上げていければと思っております。なかなか難しい状況ではあるかと思えます。でも、ぜひ皆様にご意見をいただきまして、答申案に盛り込んでいくという方向性に持っていければと思っております。

ほかにお気づきの点があれば、何でもご意見をいただければと思えます。

**○藤村副会長** 私からは、ここのセクションでは二つあります。

一つは、基本目標Ⅲの基本的方向3の施策の柱③の「女性であることで複合的に困難な状況におかれている人々への対応」というのが分かりづらくて、これは要るのかなと思ったのですけれども、これを入れた思えば聞かせてほしいです。

**○事務局（川瀬調整担当係長）** ご質問をありがとうございます。

こちらにつきましては、正直に申し上げて、これにひもづく直接的な事業というのは、現状、札幌市では持ち合わせていないところではあるのですけれども、国の第5次の計画に、男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援というような項目がございまして、その中に、いわゆる性的マイノリティーのことは施策の基本的方向2で触れるところではあるのですが、とりわけ、女性であることに加えて、さらに性的マイノリティーであることとか、アイヌの民族の方とか、そういった場合、困難を抱えていると記載されていることを受けまして、今回、新たに追加したところです。

**○梶井会長** 今、ご説明を受けたように、私も、ここの施策の柱③に関しては、女性であることの複合的な困難ということで、民族の問題を考えるときにこの表現はよく使われます。アイヌの方々なども、まずは民族的な差別を受けたという経緯が歴史的にあったということと、アイヌの方々の中でも、さらに女性の方は女だからという二重の差別を受けてというご意見は歴史的にもよく聞くわけですけれども、それらも含まれた施策の柱③のかなと私は解釈しておりました。その辺りは、まだ解消されていないところかもしれません。

**○藤村副会長** 間違っていないと思うのですけれども、わざわざ施策の柱③を書かなくても、施策の柱①と②で包括されていると思っただけです。取り組むべき課題は見えていると思うので、施策の柱①、②があれば、わざわざ③は要るのか、それは間違っていないけれどもというふうに思ったということです。

むしろ、施策の柱③みたいな表現は、先ほどお話があったと思うのですけれども、多様な性のあり方への支援みたいところでざっくり使ったらいいと思うのです。まだ課題感が具体的に見えていないところで、この文言を使ったら使いやすいと思ったのですけれども、困難や不安を抱える女性のところの支援の施策の柱①と②は、重要な課題への対応する施策が見えているので、③が出てくると、あとは何かなくなってしまう印象がありました。

**○梶井会長** 確かに、市民の皆さんとしては、これは具体的にどういうことかと説明されないと、分かりにくいというところもあるかもしれません。ある意味で性的少数者である

ことによって複合的に困難な状況に置かれている方もまた別にいらっしゃるわけです。

**○藤村副会長** それがさっきの話だったのですけれども、であれば、基本的方向2の中の施策の柱③に含めてしまうとか、多様な性の在り方のところは、実際に困難な状況に陥っている性的マイノリティーの方の支援というところが抜け落ちているというお話があったと思うのですけれども、そこを入れるのであれば、そっちで入れるとかですね。

何か思いがあってここに収まっているのであれば、別にいいかなと思います。

**○梶井会長** そこも、最後に少し詰めさせていただきたいと思います。

**○藤村副会長** 最後に一つ、ちょっとした文言だけの話ですが、基本的方向4の「生涯を通じた女性の健康支援」の施策の柱①で、「女性の生理と妊娠等に関する意識の普及と理解の促進」という言い回しが分かりづらいです。「理解の促進」と「意識の普及」の違いがよく分からなかったのですけれども、どういう意図ですか。

**○梶井会長** 事務局からご説明いただきたいと思います。

**○事務局（川瀬調整担当係長）** まず、「意識の普及」というのは、どちらかといいますと、女性の方に対して。若年層に対してであれば、将来、こういう困難や大変なことがあるという意味で使わせていただきました。「理解の促進」については、どちらかといえば女性を取り巻く方々ですね。職場であれば周囲の同僚ですし、学校であれば先生方、そういう方々に対して女性ならではのところがあります、と理解してもらうということです。

そういうことによって、当然、お仕事されていて急なお休みもあるという思いを込めてあえて置かせていただいたところではあるのですが、ご覧いただいたときの分かりにくさも確かにあろうかと思しますので、言葉を使った意図としてはそういうことであるのですけれども、また検討させていただければと思います。

**○藤村副会長** ありがとうございます。意図は理解できました。

**○梶井会長** 「理解の促進」だけでもいけるかもしれませんね。考えさせてください。

**○齋藤委員** 今の「意識の普及」というところに、私が知っていることを付け加えさせていただきたいと思います。

性の健康教育を団体で実施しているのですけれども、もちろん、生理の仕組みについて子どもたちにも伝えます。でも、意識の部分については、生理を、汚いと思う子もいるし、困難であると考えの子もいるのです。その意識づけは、体の中から出るものの中では一番きれいなものですよという説明と、困難であることではない、恥ずかしいことではないという意識づけも同時に伝えていく必要がすごくあると現場では感じています。その部分に関して「意識」というふうにするのであれば、すごく大賛成というか、入っていてほしいなと思っています。

**○梶井会長** 現場での状況がよく分かりました。ありがとうございます。

皆様、ほかにご意見はありませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

**○梶井会長** 基本目標Ⅰ、Ⅱ、Ⅲと進んでまいりましたけれども、次期プラン施策体系案

全体を通してお気づきのことがあれば、ご意見をいただきたいと思います。

何かありませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

**○梶井会長** ありがとうございます。

皆さんにご議論をいただきまして、検討に検討を重ねて修正してきたわけですが、ある意味で、すっきりと見えやすいものになってきていると思います。ただ、先ほども申し上げましたように、なかなか説明し切れないところもございますので、そこは必要な説明を答申案に盛り込んでいくという次の段階に生かすということを考えております。

そういうプロセスの中で施策体系が出来上がっておりますけれども、いろいろご指摘いただきまして、保留させていただいた部分も若干ございます。それについては、また考えさせていただくということで、お任せいただければと思います。

どちらかといえば、保留させていただいたものに関しては、絶対に変えるべきというよりは、変えたほうがいいのかもわからないけれども、こういう時代的過渡期にあって、なかなか悩ましいよねというものを保留させていただいております。どちらかに決めなくてはいけないということがございますけれども、それについては、少し時間を置きまして検討させていただくということでご理解いただければと思います。

ありがとうございました。

全体を通して、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

**○梶井会長** ありがとうございます。

それでは、最後に事務局から何かありませんか。

**○事務局(川瀬調整担当係長)** 本日は、どうもありがとうございました。

現在、6月下旬から7月頭に開催予定の次回審議会に向けまして日程調整をさせていただいているところでございます。お忙しいとは存じますが、ご出席をどうぞよろしくお願いいたします。

次回の審議会に向けましては、まず、今回いただいたご意見を踏まえまして、施策体系案をいま一度ブラッシュアップさせていただきたいと思います。

また、次回の審議会でご審議いただく内容として、施策体系案を基に作成した答申の施策体系部分について、文案をまずつくらせていただきまして、いつも直前で恐縮ですが、なるべく早いタイミングで、6月上旬頃をめどに、一旦、メールで委員の皆様方に送らせていただければと思います。次回の審議会では、そちらの書きぶり等々、答申の中身を中心にご意見をいただきたく思っております。

また、6月の中旬頃に予定しております男女共同参画に関する活動団体の方などとの意見交換会の概要についても、併せて、タイミングが合えばご報告させていただければというふうに考えております。

今回の審議会は以上でございますが、皆様方から何か追加のご質問やご意見等々がありましたら、適宜、事務局までお寄せいただければと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

### 3. 閉 会

○**梶井会長** ありがとうございます。

大変お忙しい立場の皆様ばかりでございましたけれども、本日もお集まりいただきまして感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、本日の札幌市男女共同参画審議会はこれで終了とさせていただきます。

ご協力いただきまして、ありがとうございます。お疲れさまです。

以 上